令和元年度第1回横須賀市市民協働審議会 議事概要

日時:令和元年(2019年)5月20日(月)

 $14:00\sim15:30$

場所:市役所3号館3階301会議室

【出席委員】志村委員、手塚委員、安部委員、安藤委員、大黒委員、小倉委員、工藤委員、 本多委員、山本委員、渡邉委員

【欠席委員】なし

【事務局】市民部 濵野部長、小澤課長、櫻井係長、里吉主任、戸谷主任、安陪

【傍 聴 者】なし

<配付資料>

資料1 横須賀市市民協働審議会 委員名簿

資料2 専門部会の設置について

資料3 令和元年度市民協働審議会開催スケジュール (案)

資料4 市民協働推進関連事業の概要

参考資料 横須賀市市民協働推進条例 • 同施行規則

<議事内容>

1 開 会

会議の成立。(委員 10 名中、10 名出席のため、会議は成立。) 会議資料の確認。

2 委嘱状交付及び委員紹介

濵野部長より、全委員に委嘱状を交付。 全委員から氏名、所属等を自己紹介。

3 審議事項

(1) 委員長の選任及び委員長職務代理者の指名について

工藤委員より、事務局からの提案を求められ、事務局が志村委員を推薦。 全委員から志村委員を委員長とすることについて承認された。 志村委員長が、手塚委員を委員長職務代理者として指名した。

(2) 専門部会の設置及び専門部会委員の指名について

事務局 (資料2を説明)

委員長 専門部会の設置については、事務局案のとおり2つの専門部会を設置するということで進めて良いか。

全委員 (異議なし)

委員長 それでは、個々の専門部会の委員を選任していきたい。市民協働推進条例施

行規則に委員長が指名によると定められているが、もし事務局で腹案があれ

ば示していただきたい。

事務局 (「横須賀市市民協働審議会 専門部会(事務局案)」を配布、説明)

委員長 特段のご意見等がなければ事務局案のとおり指名したいと思うがいかがか。

全委員 (異議なし)

4 事務局説明事項

(1) 令和元年度の市民協働審議会開催スケジュールについて

事務局 (資料3を説明)

委員 事務局案によると、NPO 法人条例指定審査専門部会における審査結果は書面承

認後、令和2年3月の全体会で報告することとなっているが、令和元年9月上旬に予定されている第3回全体会の開催時期を部会後に設定し、全体会承認とすることはできないか。昨年度は審査部会直後に全体会の開催があったため、制度や審査方法の課題などについて熱量を保ったまま議論を交わすことができ

た。

事務局制度の性質上、市議会の議決が必要となる案件であるため、部会の開催時期の

大きな変更は難しい。委員の意見を踏まえ、第3回全体会の開催時期を調整さ

せていただきたい。

委員長 必要な審議は進められているものの、当審議会が市内の市民活動の現状をあま

り把握できていないように感じている。どの程度の数の団体が市民活動サポートセンターに登録し、どのような分野の活動をしているのか等、委員間での情報共有や、可能であれば、市民や市民グループの空気感を把握できる意見交換の機会などがあるとよい。数字だけではなく、横須賀市の市民協働、市民活動の課題を知るため、市民活動サポートセンター指定管理者に来てもらうなどで

きると、今後、協働事業のあるべき姿を考えるうえで参考になる。

委員 毎年度、市内 NPO 法人数、名称、所在地、代表者名、主な活動分野などをまと

めた一覧表を提供してもらえると良い。

委員長 NPO 法人のみならず、法人格のない団体の情報もわかると、補助金の審査など

で類似の活動を行っている団体の情報を提供できるかもしれない。

委員 他市の事例ではあるが、毎年度サポートセンターの事業報告書を審議会で配付

し、内容説明と質疑を行っている。そうすると、市内の NPO 法人数やサポートセンター登録団体数、活動内容の報告もいただけるし、サポートセンターで毎月作成している情報紙などをこの場で配付いただくことで臨場感が出てくることもある。運営者側として気付くこともあると思うので、ぜひ本審議会に来て

ご報告いただきたい。

事務局 第2回全体会において、サポートセンターから事業報告してもらうことを予定

したい。その際に、あわせて市内の活動団体数等もお示ししたい。

委員 国レベルで議論になっていることであるが、所轄庁への事業報告を3事業年度

行わなかった NPO 法人は、活動実態がないとみなし認証を取り消すことになっているが、機能していない部分がある。元気ファンドの登録についても、登録団体のその後の活動状況を把握できていない部分があるように見受けられる。

実態のない団体への支援を続けることは好ましくないため、任意団体への支援

も含め、見直しに向けた検証が必要である。

事務局 委員のおっしゃるように、元気ファンドは登録申請時において、活動状況が登

録要件を満たしているかという確認を行っているが、その後、補助申請のない

団体については実体を把握できているわけではない。

委員 登録団体に活動実態のない団体が存在することで、市民からの信頼が失墜しや すくなる。頑張っている団体を応援したいという姿勢を表明することが大事で

すくなる。順張っている団体を応援したいといり妄奏を表明することが人事である。行政に把握できる範囲で良いと思われるので、例えば、この団体は何と何の支援制度を活用している、といったカルテのような形での情報整理をして

いくことも検討いただきたい。

委員 特定非営利活動法人補助金における分野希望寄付の補助上限額の配分はどのよ

うに行っているのか。各団体の前年度の活動実態を把握したうえで配分する団

体を決定しているのか。

事務局 補助上限額は、前年度中の寄附を各分野の登録団体数で按分して決定している。補助金の申請があった団体については、申請時に法人の事業報告書等の提

出をしてもらっており、活動状況を確認したうえで補助金を交付している。

委員長 制度開始当初は登録団体に均等に配っていたので、当時と比較するとしっかり

審査しているという部分もある。難しい面もあるが、頑張って活動している団体が新しいメンバーに加わりたいと思えるような良い情報提供をしていけると

よい。

委員長 開催スケジュールについては、第3回全体会と NPO 条例指定審査専門部会の開

催順を検討いただくこととし、その他については事務局案どおり進めることと

したい。

(2) 市民協働推進関連事業について

事務局 (資料4を説明)

委員 市民まちづくりサポーター保険制度は、社会福祉協議会のボランティア保険と

何が異なるのか。また、保険適用を受けるために、事前登録は必要なのか。

事務局
社協のボランティア保険は、個人や団体が掛け金を負担し加入するものである

のに対し、サポーター保険制度は、活動の公益性など一定の要件を満たした場合に、市が掛け金を負担し最低限の補償を行う制度。市と保険会社との契約で

あるため、団体の事前登録は不要である。

委員 具体的な適用事例を知りたい。市民協働推進補助金交付団体も保険適用対象

となるのか。また、対象は無報酬の活動とあるが、活動会員に交通費等を支

給している場合はいかがか。

事務局 事案ごとの判断にはなるが、活動者本人に対して活動の対価となる謝礼等が支

払われていなければ、補助金交付団体や町内会活動、企業を母体とした有志によるボランティア活動など、広く対象となり得る。なお、活動への単なる参加

者は対象とならない。交通費等の実費支給であれば問題ない。

委員 関連する内容だが、年間の適用実績を知りたい。

事務局 年度によってばらつきがあるが、平成29年度の補償実績は17件。

委員 自然観察活動で樹木の伐採などを行う活動を行うにあたって、社協のボランテ

ィア保険では、草刈り機やチェーンソーなど使用物品ごとに適否が規定されて

いる。サポーター保険についてはいかがか。

事務局 現在契約している保険会社においては、チェーンソーによる事故も保険の対象

となり得る。

委員 先日の横須賀市連合町内会総会において、消費生活センターから特殊詐欺防止

の取組みについて説明があったが、今年度、市民協働モデル事業に採択された 悪質商法被害防止講座については説明がなかった。所管部署は異なるが、同じ

市民部内での取組みなので、連携して有効な情報発信に努めてほしい。

委員 追浜市民活動サポートセンターを利用することが多いが、ミーティングスペー

スが狭く、使い勝手が良くない。予約制の導入を検討できないか。

事務局 そうしたご意見は承知しているが、追浜のサポートセンターは、役所屋に併設

した限られたスペースということもあり、専任職員を配置していない。役所屋の職員が一次対応を行っている状況や、より広い空間の確保は困難であること

から、どちらかというと作業スペースとして活用いただきたいと考えており、 定例の会議等はコミュニティセンターなどの利用をご検討いただきたい。

委員長 こういった意見が出てくるのは多くの利用者、活動者があってこそのこと。審議会がこうした状況を把握することで、審議会として支援できる場面があるかもしれない。次回のサポートセンターからの報告を期待したい。

委員 中小企業の災害対応力を高めるための「中小企業強靱化法案」が今国会で審議 されているが、NPO の活動に対しても、災害対応計画の策定等について国から 行政に対しての方向性を示されているか。

委員 NPO の業界においては、内閣府から県や市に対してそういった方針を示すこと や、県市を通して NPO に同様のことを行うことはほとんどない。災害に関して は、民間の中間支援組織が各種のコーディネーターの配置も含めて動き出し、 既に団体を組織しているので、行政はそことの連携をとっていけばよい。補助 金などは分けて考えてよいと思うが、NPO は自主・自立の精神により活動して いる組織であるため、その活動やガバナンス、コンプライアンスといった行動 に関して行政が干渉すべきものではない。行政が押しなべて何か示す、という ことはしないほうがよいと思う。

委員 ものづくり補助金などは対象範囲を NPO にも広げてきており、国が NPO に対する補助や支援の仕組みをこれまでになかった形に変えてきている。

委員 中小企業強靭化法案の内容に乗る NPO が出てくる可能性はある。現在、中小企業向けに作られた施策にほぼ NPO が乗ってきているし、商工会議所の会員に NPO 法人が登録させてもらったり、青年会議所に NPO 法人の理事がいたり、という時代に入ってきている。法人の種類での線引きをせず、NPO 法人は中小企業の一つとしてイメージされてきている、と捉えてよいだろう。

委員 SDGs について、県、横浜市、鎌倉市が SDGs 未来都市に選ばれているが、これ についても NPO に対しては指針等ないということか。

委員 そのとおり。ただ、そもそもの活動が SDGs 等に関連している団体が多い。企業がこぞって CSR レポートを作成しているが、NPO は行動自体全てがそれに該当する。なかには事業報告書に SDGs のマークを入れて指針に則って活動している、と報告している NPO 法人もあるが、それを義務化や推進するような指針は示されていない。そのため、市民の信頼を得るために取り組んだほうがよいということは、中間支援団体の役割として個別の団体に向けてサポートしている。

委員 東日本大震災等の大規模災害では、救助に向かった消防団員や民生委員が大勢 犠牲になった。善意から被災地支援に携わっている NPO も多いと思われるが、 まずは防災に関する基礎知識と危機回避能力を身につけ、自分たちにできる支援は何か考えていっていただかなければならない。

委員 市民まちづくりサポーター保険制度や市民協働推進補助金の広報はどのように 展開しているのか。

事務局 市ホームページや広報よこすか等への掲載のほか、サポーター保険について は、市内全町内会・自治会あての周知チラシの送付、補助金については、サポートセンターに登録している団体への案内送付などを実施している。

委員 補助金応募団体のほとんどが採択されている。応募団体数が多数ある中で、高い位置の団体を採択するようにしていかないと、制度を知っている団体だけがポイントを押さえれば補助を受けられる、という感覚で見られてしまうことは好ましくない。活動実態のない団体が支援対象になっていないか検証していくことも重要だが、それよりも、高く評価できる活動同士で競い合っていくことを議論したほうがよいのではないか。そのために広報は重要な要素となる。チラシやポスターだけでは難しいと思われるので、予算措置を行い専門家の知見も取り入れた展開をするなど工夫が必要である。

委員 支援施策については、両方の視点を持てるとよいと思う。

事務局 広報については、できるだけ多くの団体に周知できるよう工夫していきたい。

委員 地域運営協議会は、連合町内会のほか、学校関係者や消防団など幅広い団体が

構成員となっているが、地域で活動する市民団体の参加は、さほど例がないように思う。地区連合町内会と団体の連携がうまく取れていないことが多いのかもしれないが、一緒に取り組むことで活動が広がることもあるため、行政にマ

ッチングの機会を設けていただけるとよい。

事務局いただいたご意見を部内で情報共有したい。

5 その他

事務局から現在日程の確定している審議会開催予定日に関する事務連絡。

6 閉 会